

名張市子育て世帯に対する 中古住宅等リノベーション支援事業



こんな方へ

子育て世帯（15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者を含む世帯）で、市外から名張市へ移住しようとお考えの方、または申請日の6か月以内に移住された方。（補助金の交付後、引き続き10年以上の居住が必要です）

補助の概要

市内の中古住宅（現に使用されていないものに限る）を改修する費用に対して補助します。対象工事は、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者による改修工事であり、外構工事や容易に取り外しができるものを設置する工事等は対象となりません。また、対象住宅は、耐震基準を満足する（この改修により満足する場合を含む）必要があります。

補助金額

改修費用の3分の1以内とし、80万円が上限です。ただし、空き家バンクを利用して住宅を購入・賃借した場合は、100万円を上限とします。

例：●改修費用が250万円の場合

→ 補助金額は80万円（空き家バンク利用の場合も補助金額は83.3万円）

●改修費用が400万円の場合

→ 補助金額は80万円（空き家バンク利用の場合の補助金額は100万円）

※詳細については、営繕住宅室へお問い合わせください。

※予算、希望者数により補助を受けられないことがあります。

問い合わせ先：名張市 都市整備部 営繕住宅室

電話：0595-63-7740 E-mail：eizen@city.nabari.mie.jp